

ストーカー事案取扱要領（例規甲）

平成 15 年 2 月 28 日  
兵警生安企例規甲第 3 号本部長

（概要）

この要領は、警察署におけるストーカー事案を迅速かつ適正に処理するため、必要な事項を定めたものである。